

森林整備体制の強化を求める意見書

森林整備や木材利用を促進することは、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や地域創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果については、広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題が、先の台風21号による被害においても復旧・復興や地域の安心・安全確保への妨げとなっている。

加えて、我が国は、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減とすることを国際約束しており、目標達成のために、国・地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させることが必要である。また、ゲリラ豪雨等の原因とも指摘されている地球温暖化の防止に向けた森林吸収源対策も求められる。

については、国におかれては、新しい森林管理システムが円滑に促進されるよう、次の事項について早期に取り組むよう強く求める。

- 1 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すための取組の強化を図ること。
- 2 所有者不明森林等における経営管理権の設定に当たっては、現場の意見を踏まえた特例措置を規定すること。
- 3 経営管理委託を受けた市町村体制支援のための各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月4日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
農林水産大臣	吉 川 貴 盛 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治